

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	以西地区(宮木)	令和3年3月22日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

高齢化が進み、集落の人口も減少しており後継者が不足している。  
勝田川周辺の農地を中心に、イノシシなど有害鳥獣による被害が出ている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮木地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、畜産農家など入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹 水稲	0.8 0.3 ha		ha	以西地区
認農		施設野菜	0.1 ha		ha	以西地区
認農		水稲	0.8 ha		ha	以西・八橋地区
計			2.1 ha		0.0	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進するため、農地中間管理事業を活用するなどして農地集積を推進していく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字宮木字公文歩149	1,679		
2	大字宮木字公文歩150-1	2,145		
	計	3,824		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
琴浦町	以西地区(大父木地・平田ヶ平)	令和3年3月28日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

高齢化が進み、後継者が不足している。  
有害鳥獣により水路周りが荒らされたり水稲や飼料作物が食害を受けたりするため、水路や電気柵の維持管理が大きな負担になっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大父木地・平田ヶ平地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		乳用牛 肉用牛 飼料作物	190 頭 50 頭 0.2 ha		0.0 ha	以西・八橋・ 赤碕・成美地区
認農		乳用牛 飼料作物 水稻	80 頭 1.3 ha 1.1 ha		0.0 ha	以西・八橋・ 成美地区
計			2.6 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進するため、農地中間管理事業を活用するなどして農地集積を推進していく。  
また耕作放棄地が広がるエリア等では、限られた人数で維持管理していく農地や施設の範囲を狭めるためにも、条件不利地については非農地化を検討していく。

(参考) 農地の貸付等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付	作業委託	売渡
1	大字大父字中平田ケ平ル1259-1			1,851
2	大字大父字西平田ケ平ル堤ノ下1259-2			510
3	大字大父字三ノ谷1025-42・43・60・61			2,190
4	大字大父字木地ノ中1126-1・2			1,901
5	大字大父字西平田ケ平ル1271			1,368
6	大字大父字西平田ケ平ル1272			143
7	大字大父字西平田ケ平ル堤ノ下1279			709
8	大字大父字西平田ケ平ル1283			674
9	大字大父字西平田ケ平ル堤ノ下1284			201
	計			9,547

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。